



周防大島町一般廃棄物処理基本計画 概要版

令和6年3月

計画策定の趣旨とねらい

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に義務付けされた計画で、一般廃棄物等の現状を把握・分析したうえで、長期的・総合的な視点に立ち、周防大島町が適正な処理を行っていくため、今後の目標や住民・事業者・行政が一体となって、循環型社会の形成に資する取組みなどについての基本方針を示すものです。

昨今の廃棄物処理を取巻く社会情勢が変化しているため、実情に合った新たな計画として、令和6年度から令和20年度までの15年間を計画期間とする「周防大島町一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

ごみ処理基本計画

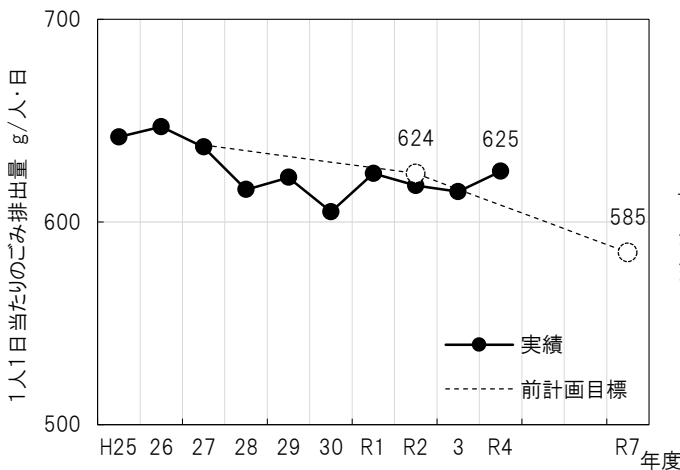
◆前計画のごみ処理目標と進捗状況

前計画では、令和2年度、令和7年度においてごみ処理目標を設定しています。

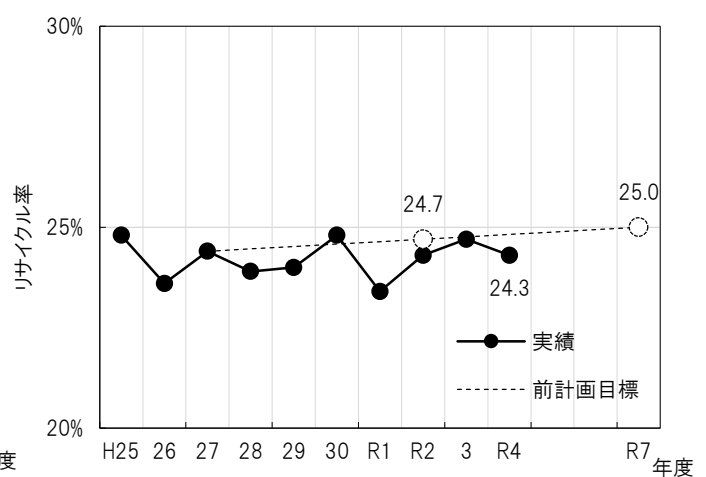
生活系収集ごみ（集団回収含む）の1人1日当たりのごみ排出量は、平成27年度から令和3年度において目標レベルを達成していましたが、令和4年度は、目標レベルに到達していない状況です。

リサイクル率は、平成30年度は目標レベルを達成していましたが、それ以外の年度は、目標レベルに到達していない状況です。

生活系収集ごみ排出量(1人1日平均)



リサイクル率



◆ごみ処理の課題

ごみ処理の現状や社会情勢を踏まえ、ごみ処理の課題を以下のとおり抽出しました。

ごみの減量化・資源化	古紙類は燃やせるごみとして収集しており、リサイクル率を向上するためには資源化を検討する必要があります。
ごみの適正処理	周防大島町清掃センターは、竣工から25年経過しており、設備の老朽化により、今後、施設の安定稼働を確保するには維持管理費が増大することが懸念されます。
海ごみ対策等	海岸部に漂着するごみは、住民・事業者等と協力しながら本町が適正に処理していますが、ごみ処理経費が高むことが課題となっています。

◆めざすべき姿、基本方針

めざすべき姿、基本方針は以下のとおりとします。

(周防大島町のめざすべき姿) 循環型社会の創造

(基本方針1) 3R運動の推進

ごみの減量化・再資源化をより推進するために、住民や事業者への啓発、周知等に取り組めます。

(基本方針2) ごみ適正処理の推進と啓発

ごみの適正処理や災害廃棄物の迅速かつ適正処理を実現するために、住民や事業者への啓発、周知等に取り組めます。

(基本方針3) 海ごみ対策等の推進

海ごみゼロ、不法投棄ゼロを実現するために、住民や事業者等と協力しながら、対策を推進します。

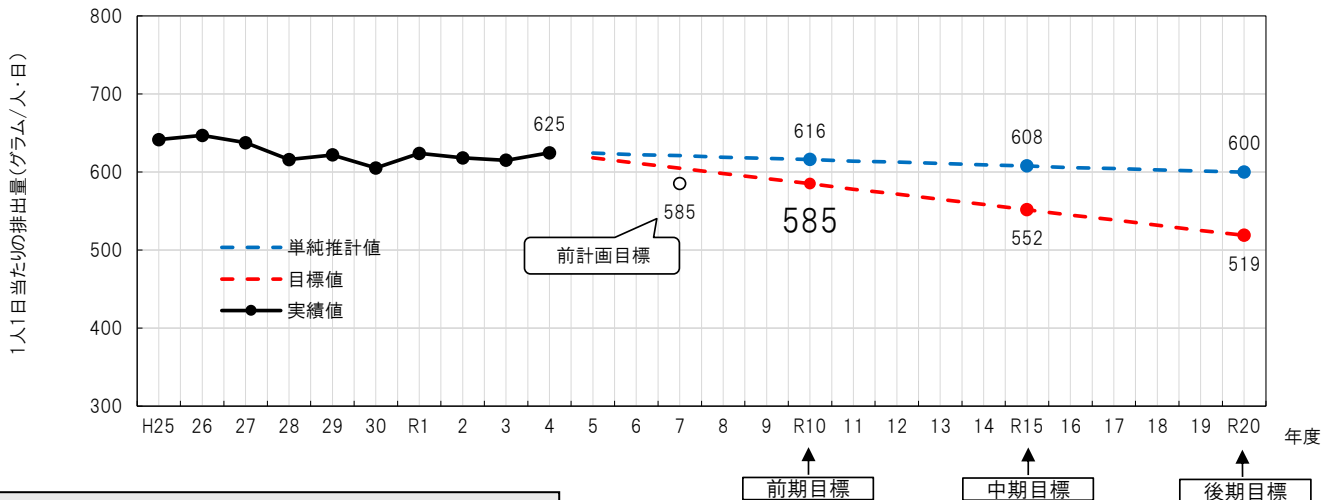
◆ごみの将来見込みと目標値

生活系収集ごみ（集団回収含む）の1人1日当たりごみ排出量は近年横ばい傾向にあります。可燃ごみの減量推進（食べ残し減量、生ごみ減量等）などにより、令和10年度までに585g/人・日、令和15年度552g/人・日、令和20年度519g/人・日を目標とします。

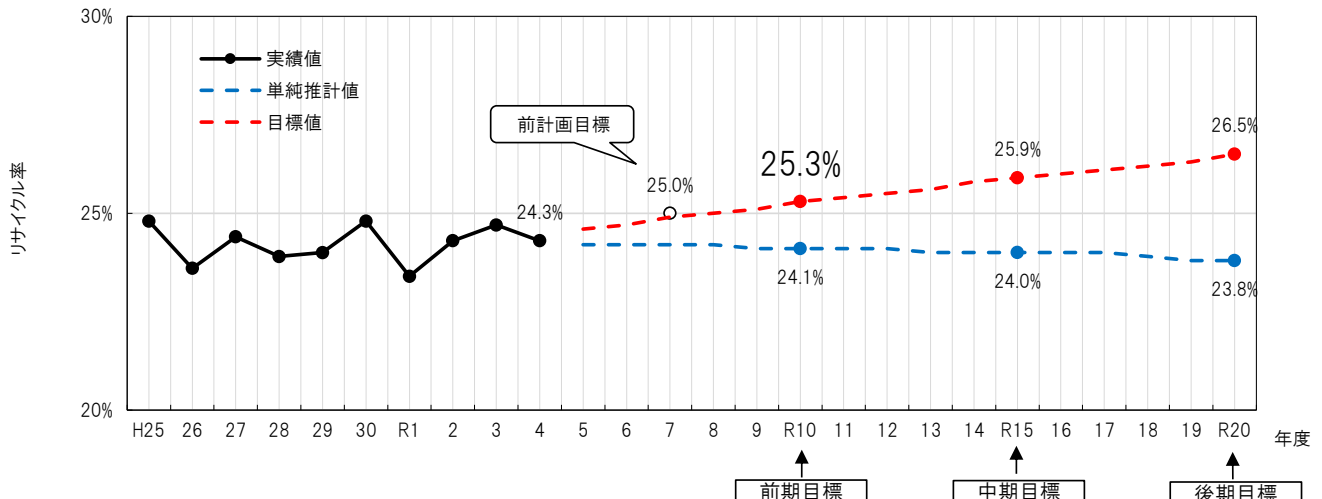
また、リサイクル率は、可燃ごみに排出されている古紙を資源物として回収することにより、令和10年度25.3%、令和15年度25.9%、令和20年度26.5%を目標とします。

生活系収集ごみ排出量(1人1日平均)

※単純推計値：近年の傾向を前提に今後も同様の傾向が続くとした場合の推計値



リサイクル率



◆計画の体系

計画の体系は以下のとおりとします。具体的な施策のうち、「古紙の再資源化検討」、「周防大島町清掃センターの適正管理と延命化及び広域処理の検討」、「海ごみ対策の推進」は、計画期間内に重点的に取り組む重点施策として位置づけます。



生活排水処理計画

◆生活排水処理の課題

汚水衛生処理率の向上	令和4年度の汚水衛生処理率は58.9%で、汚水衛生処理率を向上する必要があります。
生活排水対策の啓発	生活排水に係る処理対策が果たす役割及びその効果等について広く住民・事業者等に啓発する必要があります。
し尿処理施設の老朽化	周防大島町衛生センター及び情島衛生センターは、施設の竣工から約35年以上経過しており、老朽化が進んでいる施設となっています。

◆生活排水処理の基本方針

(基本方針1) 公共下水道及び農業集落排水への接続率の向上

公共下水道事業及び農業集落排水処理区域内にある家屋等については、公共下水道等へ接続するよう啓発・指導を行います。併せて、認可区域の公共下水道の敷設を推進します。

(基本方針2) 合併処理浄化槽の普及

公共下水道事業や農業集落排水処理事業などの集合処理区域外の地域においては、合併処理浄化槽の整備を、更に普及させていくものとし、啓発・指導を行います。
また、くみ取り及び単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に切り替えることに対しても、啓発・指導を行います。

(基本方針3) 保有施設の適正な維持管理を継続

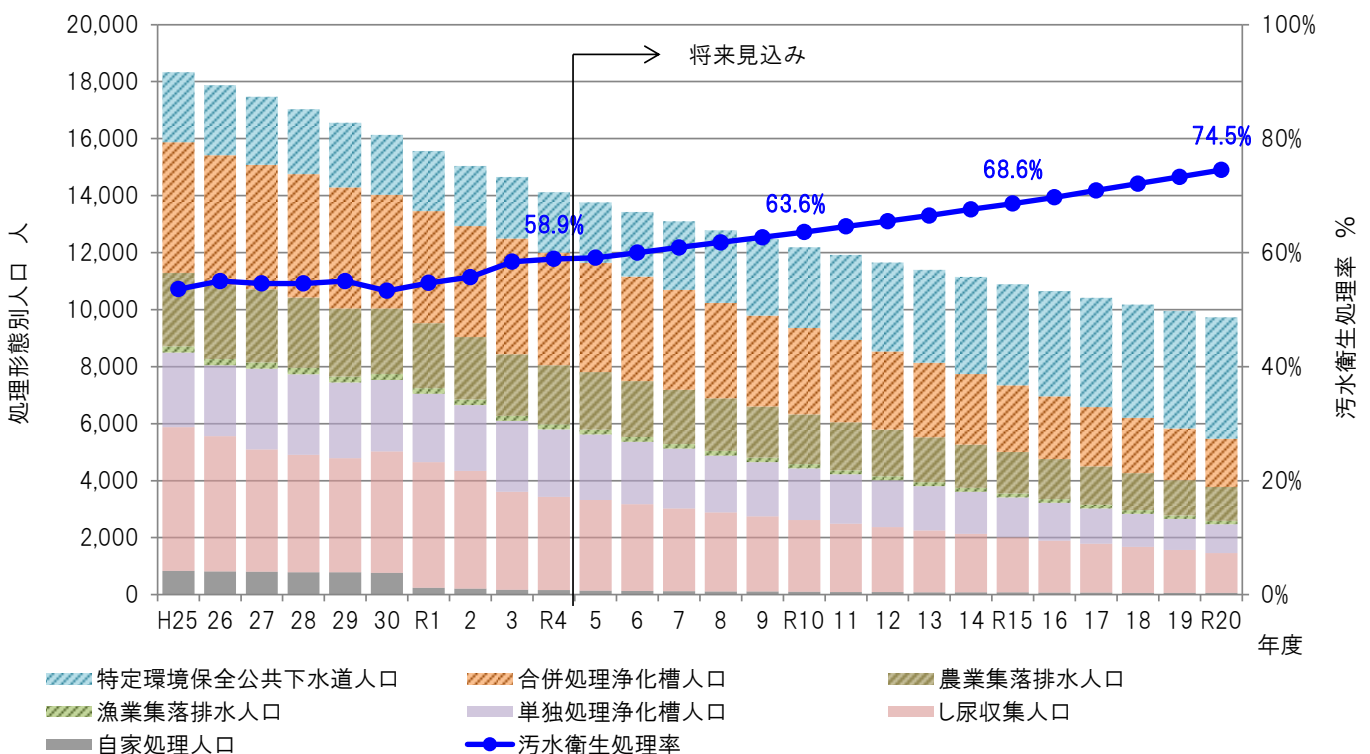
町が保有している生活排水処理に関する処理施設については、これまでと同様に適正な維持管理を継続します。

(基本方針4) 住民に分かりやすい生活排水処理事業の展開

生活排水処理事業の重要性を分かりやすく住民に伝え、住民1人ひとりが水環境保全に向けた取組ができる環境にしていきます。

◆生活排水処理の目標値

汚水衛生処理率は近年増加傾向にあり、令和10年度63.6%、令和15年度68.6%、令和20年度74.5%を目標とします。



※汚水衛生処理率：行政区域内人口に対する特定環境保全公共下水道、合併処理浄化槽、農業集落排水、漁業集落排水人口の割合